

令和 8 年熊本地震による災害で被災された皆様へ 中小企業退職金共済制度の特例措置等のご案内

中小企業退職金共済制度に関して、令和 8 年熊本地震による災害にかかる災害救助法適用地域の被災加入者に対し、次の特例措置等を実施しております。
(令和 8 年 7 月 28 日より法適用)

1. 一般の中小企業退職金共済制度（中退共）について

共済契約者（事業主）の皆さまへ

(1) 掛金の納付期限延長手続について

申出により、一般の中小企業退職金共済制度（中退共）の掛金の納付期限を最長 1 年間延長することができます。延長できるのは令和 8 年 8 月分から令和 9 年 7 月分です。

- 郵送、F A X による掛金の納付期限延長の申出ができます。
- 関係機関の証明書は不要とします。

(2) 後納による割増金について

上記 1 の申出により納付延長した月分の掛金は、令和 9 年 8 月から令和 10 年 7 月までの期間に納付すれば後納割増金は免除します。

お問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構（受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く））

中小企業退職金共済事業本部

電話 03-6907-1234（代表）

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

2. 特定業種退職金共済制度（建設業（建退共）、清酒製造業（清退共）、林業（林退共））について

共済契約者（事業主）の皆さまへ

(1) 共済手帳を紛失・損傷した場合について

共済手帳を紛失・損傷した場合は、再交付を可能とします。申出の方法等についてはお問い合わせください。

(2) 共済証紙を滅失・損傷した場合について

共済証紙を滅失・損傷した場合は、再交付を可能とします。申出の方法等についてはお問い合わせください。

被共済者（従業員）の皆さまへ

退職金の請求について

退職金支払通知書や共済手帳を紛失・損傷した場合等、退職金についてお困りのことがありましたら、下記の各事業本部までお問い合わせください。

お問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構（受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く））

- ・ 建設業退職金共済事業本部（建退共）

電話 03-6731-2831

<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

- ・ 清酒製造業退職金共済事業本部（清退共）

電話 03-6731-2887

<https://www.seitaikyo.taisyokukin.go.jp/>

- ・ 林業退職金共済事業本部（林退共）

電話 03-6731-2887

<https://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>